

江府町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 30 年 1 月 16 日

江府町農業委員会

第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられました。

江府町は、標高 113m から 1,448m 概ね急峻な丘陵地で、山地から町の西端を南北に貫流している日野川に向かって緩傾斜をなし、84% が山林、原野で占められ、耕地は日野川に向けての斜面にひらかれています。その立地条件を活かし、水稻を中心として、特産野菜の生産、また、一部には、大豆や蕎麦等の土地利用型作物の団地化・集積の取り組みを行っています。しかしながら、高齢化、後継者の農業離れのため、担い手不足が深刻化し、新たな遊休農地等の発生が懸念されることから解消と発生防止に努めていく一方、農地中間管理事業を活用しながら、農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、江府町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証、見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

平成35年3月までに、全遊休農地7haを解消することを目標とします。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	892ha	7ha	0.78%
3年後の目標 (平成32年3月)	760ha	5ha	0.57%
目 標 (平成35年3月)	760ha	0ha	0%

注1: 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

注2: 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

注3: 遊休農地面積は農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員の班編成による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図ります。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施します。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施します。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行いません。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図ります。

② 農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行います。

③ 非農地判断について

○利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、地域の意向及び、農地転用制度との整合性を図りながら非農地判断を慎重に検討します。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (A/B)
現 状 (平成 29 年 3 月)	892ha	176ha	19.7%
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	760ha	250ha	32.9%
目 標 (平成 35 年 3 月)	760ha	320ha	42.1%

【参考】町内農家の状況

	総農家数	認定農業者等			
		認定農業者	認定新規就農者	町で定める担い手で集落の中心となる農業者	特定農業団体その他の集落営農組織
現 状 (平成 29 年 3 月)	558 戸	5 経営体	0 経営体	16 経営体	7 団体
3 年後の目標 (平成 32 年 3 月)	550 戸	10 経営体	3 経営体	20 経営体	9 団体
目 標 (平成 35 年 3 月)	510 戸	11 経営体	7 経営体	25 経営体	10 団体

注1：「町内農家の状況」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2：総農家数は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、町担当部局と調整の上、記入する。

注4：町で定める担い手で、集落の中心となる者の要件は、水田の農業経営面積(水張り面積)が2ha以上でその内1ha以上が借地である。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組みます。

② 農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進します。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進します。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て都道府県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めます。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（団体） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成 29 年 3 月）	0 人 （0 ha）	3 法人 （53.1 ha）
3 年後の目標 （平成 32 年 3 月）	3 人 （9.2ha）	8 法人 （86.1ha）
目 標 （平成 35 年 3 月）	10 人 （12.1ha）	9 法人 （96.1ha）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

○都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施します。

② 企業参入の推進について

○担い手が十分でない地域では、企業も地域の担い手となり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図ります。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

○農業委員会の区域内において高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進します。

○農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図るとともに、営農指導等後見人的な役割を担います。